

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント

額に各募集取扱機関は、払込金
出した金額を次の算式により算
する。期日に払い込むものと規定
する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100} \times \frac{15}{365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収さ
れるものとして振替口座簿
中の口座に記載又は記録さ
れるものについては、前記(一)
の算式により算出した金額
から当該金額に百分の二十
を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行時において取得
する者が非居住者又は外国
法人である場合には、前記(一)
の算式により算出した金額
に当該非居住者又は外国法
人が適用を受けるとして所得
税率を乗じた金額)を控除す
ることができる。

十三
初期利子

平成二十二年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期	以後	の	利	子	以	毎	年	六	月	二	十	日	及	び	十	二	月	二	十	
十五	償還	期	限	平	成	三	十	一	年	十	二	月	二	十	日						
十六	償還	金	額	日	本	銀	行	額	百	円	に	つ	き	百	円						
十七	元	利	支	日	本	銀	行	額	百	円	に	つ	き	百	円						
十八	払込	期	日	平	成	二	十	二	年	一	月	四	日								

属す

に

期

に

属

す

に

期

に

属

す

に

期

に

属

す

に

期

に

属

す